

特定非営利活動法人 日本臨床研究支援ユニット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人日本臨床研究支援ユニットと称する。

英文では Japan Clinical Research Support Unit と表示する。略称を J-CRSU とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区外神田2丁目19番3号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、統計・情報処理および品質保証の観点から、わが国の臨床研究の質向上に寄与する事業を行い、もってわが国の保健・医療の増進に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前述の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 公的研究費に基づく臨床・疫学研究の研究支援。
- (2) 臨床・疫学研究方法論に関する教育プログラムの支援。
- (3) メディカルライティングに関する研究・教育活動の支援。
- (4) 保健、医療又は福祉に関する相談業務。
- (5) 外部公的臨床研究実施機関への職員の派遣による、臨床研究実施支援。
- (6) 保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とした他の特定非営利活動の支援。

2 この法人は、次の収益事業を行う。

- (1) 法人・学会等から委託を受けて行う保健、医療又は福祉に関する研究とコンサルティング。
ただし、この事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同する個人及び団体

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 正会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条 会員でこの法人を退会しようとする者は別に定める退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受けたとき、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会員が会費を3年滞納したとき。

（除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

（入会金及び会費の不返還）

第11条 既に納入した入会金、会費は返還しない。

第3章 役員等

（種別及び定数）

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は総会で選任する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があったとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事については理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事については総会において出席した正会員の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者またはこの法人に功労のあったもののうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問はこの法人の業務に関して理事長の諮問に答える。
- 4 第15条第1項の規定は顧問について準用する。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 監事の選任・解任
- (3) 定款の変更
- (4) 理事の職務
- (5) 解散
- (6) 合併
- (7) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (8) その他、運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法若しくはファクシミリにより、開催の日の少なくとも7日前までに招集通知を発信して行わなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、出席した理事の中から理事長が指名する。ただし、第14条第4項第4号の場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員の中から議長を選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法若しくはファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人とし表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはファクシミリによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算並びにその変更
- (2) 事業報告および決算
- (3) 理事の選任、解任、職務および役員の報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 総会に付すべき事項
- (6) 借入金の決定
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他この法人の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法若しくはファクシミリにより、開催の日の少なくとも 7 日前までに招集通知を発信して行わなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権など)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のより理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法若しくはファクシミリをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはファクシミリによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第38条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 当該事業年度中の事業計画および予算の変更は、理事会の議決による。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(剰余金)

第46条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第51条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第52条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
(組織及び運営)

第53条 事務局の組織及び運営、職員の職務及び報酬に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 14 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、下記の通りとする。

正会員 : 入会金 2,000 円 ; 年会費 5,000 円
個人賛助会員 : 入会金 5,000 円 ; 年会費 1 口 5,000 円
団体賛助会員 : 入会金 10,000 円 ; 年会費 1 口 50,000 円

別表 設立当初の役員

| 役職名 | 氏名 |
|------|------|
| 理事長 | 大橋靖雄 |
| 副理事長 | 木内貴弘 |
| 理事 | 福田敬 |
| 監事 | 立道肇 |

附 則 2

1. この定款変更は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。
2. この定款変更の施行日前に開始している事業年度は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日とする。
この定款変更の施行日以降に開始する事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

附 則 3

この定款変更は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。

附則 4

この定款変更は、平成 23 年 12 月 19 日から施行する。

附則 5

この定款変更は、平成 25 年 7 月 30 日から施行する。

附則 6

この定款変更は、平成 30 年 4 月 23 日から施行する。